

## 日本年金学会役員選挙等実施要項

### 1 趣旨

日本年金学会会則第9条に規定する幹事及び会計監事の選出を適正に行うため、本要項を定める。

### 2 選挙により選出される役員

- (1) 幹事 10名
- (2) 会計監事 2名

### 3 選挙権者及び被選挙権者

- (1) 選挙権者及び被選挙権者は、選挙の行われる年の6月末現在の会員とする。ただし、名誉会員は被選挙権を有しない。
- (2) 本学会会則第10条「幹事及び会計監事の任期は2年とする。ただし、連続4期までの重任を妨げない」の規定により、連続4期が満了する役員は、その年に行われる選挙では被選挙権を有しない。

### 4 投票方法

- (1) 選挙が行われる年には、総会の約1か月前に、選挙権者に選挙要項・投票用紙・名簿・投票用封筒・返信用封筒を送付する。
- (2) 選挙権者は、投票用紙に、幹事については、「被選挙権を有する会員より5名」を、会計監事については、「被選挙権を有する会員より1名」を記入し、それぞれ無記名により投票する。
- (3) 投票は郵送により、二重封筒方式によって行う。すなわち、投票用紙にそれぞれの候補者名を記入した後、その投票用紙を投票用封筒（住所及び氏名は記入しない。）に入れて密封し、その封筒をさらに返信用封筒に入れ、差出人の住所及び氏名を必ず記入し、投票期限までに事務局あてに到着するよう投函する。

### 5 投票期限等

投票期限は、総会の10日前とし、その日までに事務局に到着したものを有効とする。

### 6 開票及び開票日

- (1) 開票は、あらかじめ代表幹事によって指名された2名以上の選挙管理委員が事務局員を立ち合わせて行う。
- (2) 開票日は、総会の約1週間前とする。

### 7 無効票

- (1) 次のいずれかに該当する投票は無効とする。
  - ア 投票用封筒に住所・氏名を記入するなど、4(3)の二重封筒方式の規定に適合しないもの
  - イ 白票
  - ウ 投票用紙に会員氏名以外の事項を記載したもの
  - エ 5の投票期限に遅れたもの
- (2) 次のいずれかに該当する投票は、それぞれに規定するところにより、一部無

効とする。

ア 幹事について 6 名以上の氏名を記入したものは、幹事の投票について無効とする。

イ 会計監事について 2 名以上の氏名を記入したものは、会計監事の投票について無効とする。

ウ 氏名の判読が困難なものは、当該部分について無効とする。

エ 空欄又は被選挙権のない会員氏名が記入されたものは、当該部分について無効とする。

オ 同一の被選挙権者名が 2 欄以上に記入されたものは、1 欄のみ有効とし他は無効とする。

カ 幹事と会計監事それぞれの欄に同一の被選挙権者名が記入されたものは、幹事投票を有効とし、会計監事投票は無効とする。

## 8 選挙の確定

(1) 有効投票の最多得票者から、幹事 10 名、会計監事 2 名を当選者とする。

(2) 同一の者が幹事と会計監事に当選した場合は、幹事を優先する。

(3) (1) の数を超えて得票数を同じくする者が出た場合には、事務局員を立ち合わせた選挙管理委員の抽選によって決定する。

## 9 疑義の決定

上記 7 及び 8 に関して疑義が生じた場合は、選挙管理委員の合議により決定する。

## 10 役員の確定

(1) 当選者に対しては、事務局から選挙結果を通知する。

(2) 当選者が辞退を申し出た場合、健康上その他のやむをえないと認められる理由による場合は、他の当選者の合議により、その申し出を承認することができるものとする。承認された場合には、次点者を繰上げ当選者とする。次点者が複数いる場合には、当該他の当選者の合議により繰上げ当選者を決定する。

(3) 選出された幹事 10 名の合議により、幹事をさらに 5 名選任する。

## 附則

1 この要項は、平成 19 年 4 月 18 日（幹事会決定の日）から施行し、平成 19 年役員改選から適用する。

2(1) 平成 19 年役員改選においては、従前どおり総会時に選出することとなるが、6 月末現在会員には事前に本則の 4 (1) により投票用紙等を送付し、郵送による投票を行うことができるものとする。この投票については附則 2 (2) (3) を除き、本則を準用する。

(2) 平成 19 年役員改選においては、7 月以降総会の前日までの間の入会者に限り、総会当日投票用紙を配布する。

(3) 平成 19 年役員改選においては、従前どおり総会当日において選出することとなるが、事前に郵送による投票がなされ、総会の前々日までに事務局に到着したのも有効とする。

## 日本年金学会会則の変更（案）

（現在）

（役員を選任）

第 9 条 幹事及び会計監事は、総会において、会員中より選出する。

（改正案）

（役員を選任）

第 9 条 幹事及び会計監事は、会員中より選出する。その方法については、別に幹事会が定める。